令和９年度福島県農業総合センター長期就農研修募集要領

福島県農業総合センター
令和８年１１月９日

１　目的

福島県内で農業経営を志す者が、円滑に就農できるよう、就農前に栽培技術又は飼養技術、農業機械の操作方法等の実践的な技術及び経営管理等を習得するための受講者を募集します。

２　研修内容

(1) 研修実施部所

研修科目により、農業短期大学校、農業総合センター本部、果樹研究所、畜産研究所、会津地域研究所、浜地域研究所で実施します。

(2) 研修科目

研修科目は、施設野菜、露地野菜、果樹、花き、水稲・畑作物、畜産、有機栽培の中から選択してください。

(3) 研修期間

令和９年４月上旬～令和１０年３月上旬（予定）

(4) 経費

受講料は無料ですが、研修科目によっては実習に使用する肥料及び農薬等の消耗資材に係る費用、所外研修に係る費用等は受講者の負担となる場合があります。また、研修期間中は、傷害保険及び賠償責任保険への加入が必要です。これらの費用は受講者の負担となります。

３　受講対象者

受講対象者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 福島県内で農業により生計を立てることを目標とし、就農前に農業の知識及び技術の習得を目指す者

(2) その他農業総合センター所長が認める者

４　募集人員

⑴ 果樹研究所：７名程度

⑵ 果樹研究所以外の研修実施部所：計１４名程度

募集人員を超える申込みがあった場合は、令和１０年３月までに認定新規就農者になる見込みの者を優先して受講者を決定します。なお、認定新規就農者の概要については、農林水産省ホームページで確認するか、就農を予定している市町村窓口へお問い合わせください。

５　応募方法

受講を希望する方は、事前に農業短期大学校研修部へ相談のうえ、受講願書（様式１）及び履歴書（任意様式）並びに受講調書（様式２）を添付してメール、郵送、持参のいずれかの方法で農業短期大学校研修部へ提出してください。

また、応募前に施設等の見学希望があれば随時対応しますので、農業短期大学校研修部へ、お問い合わせください。

６　募集期間

令和８年１２月１日（火）～令和９年１月１９日（火）必着

なお、メールまたは郵送で応募された場合、応募者本人が、受講願書等が農業短期大学校に届いているか、電話で確認してください（受付時間：平日８：３０～１７：１５）。募集期間内に到着しなかった受講願書は受理しませんので、必ず電話で到着を確認してください。

７　選考方法及び選考結果の通知

⑴ 選考方法

書類及び面接により選考します。

⑵ 面接日及び場所

ア　研修実施部所が果樹研究所の場合

面接日：令和９年２月１５日（月）

場所：農業総合センター果樹研究所　大会議室

イ　研修実施部所が果樹研究所以外の場合

面接日：令和９年２月５日（金）

場所：農業総合センター農業短期大学校

なお、応募者には、面接日時について、直接郵送にてお知らせします。

⑶ 選考結果

令和９年３月中旬頃に本人へ郵送します。

８　就農支援制度について

本研修は、就農予定時の年齢が５０歳未満等の要件を満たす場合、「就農準備資金」の対象となる場合がありますので、（公財）福島県農業振興公社へ御相談ください。

９　問い合わせ先

福島県農業総合センター農業短期大学校　研修部
〒969-0292　福島県西白河郡矢吹町一本木 446 番地 1
電話　0248-42-4114
FAX　0248-44-4553
E-mail noutan.kensyuu@pref.fukushima.lg.jp